

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

|               |   |
|---------------|---|
| ①法人名称         | 学校法人常陽学園  |
| ②設置大学名称       | 東京医療学院大学  |
| ③担当部署         | 事務局   |
| ④問合せ先         | 042-3 7 3-8118  |
| ⑤点検結果の確定日     | 2026 年 3 月 30 日   |
| ⑥点検結果の公表日     | 2026 年 3 月 31 日   |
| ⑦点検結果の掲載先 URL | <a href="https://www.u-ths.ac.jp/about/disclosure">https://www.u-ths.ac.jp/about/disclosure</a> |
| ⑧本協会による公表     | <input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する                                |

**【備考欄】**

|  |
|--|
|  |
|--|

## 様式 I

### I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

| 基本原則・原則                           | 遵守状況 |
|-----------------------------------|------|
| 基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）         | ○    |
| 原則 1 - 1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立 | ○    |
| 原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理    |      |
| 基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）           | ○    |
| 原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元         | ○    |
| 原則 2 - 2 多様性への対応                  | ○    |
| 基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）      | ○    |
| 原則 3 - 1 理事会の構成・運営方針の明確化          | ○    |
| 原則 3 - 2 監査機能の強化及び監事機能の実質化        | ○    |
| 原則 3 - 3 評議員会の構成・運営方針の明確化         | ○    |
| 原則 3 - 4 危機管理体制の確立                | ○    |
| 基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）           | ○    |
| 原則 4 - 1 教育研究・経営に係る情報公開           | ○    |

### I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

| 該当する基本原則 | 説明 |
|----------|----|
|          |    |

### I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

| 該当する原則                | 説明   |
|-----------------------|--|
| 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理 | 法人において、令和 7～11 年度の 5 年間を第 2 期中期計画期間とし計画の実行に努めています。<br>一方大学においては、令和 2～6 年度までの中期目標・中期計画を策定し、毎年度中間報告、年度末報告を実施し、計画の進捗状況や次年度以降の検証を行う体制を構築したものの、最終年度の PDCA サイクルの循環が一部停滞してしまいました。実行体制と業務量のバランス等サイクルの再設計を行い、着実な実施へと改善していきます。 |

**様式Ⅱ****Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

| 実施項目 1－1①                                      | 説明  |
|--|---|
| 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示                           | 建学の精神、基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーなど、広く社会へ明示しています。  |
| 実施項目 1－1②                                      | 説明  |
| 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化 | いわゆる3つのポリシーを学科・専攻ごとに策定し、入学から卒業に至るまでの学修の道筋を明示するとともに、学生の学修成果を適切に把握、可視化し、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。 |
| 実施項目 1－1③                                      | 説明  |
| 教学組織の権限と役割の明確化                                 | 学長の責務（役割及び職務範囲）やその補佐体制及び教授会等の役割等、学則や教授会規程等に定め、教学組織の権限と役割について明確にしています。                               |
| 実施項目 1－1④                                      | 説明  |
| 教職協働体制の確保                                      | 各委員会や運営会議では、教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことができる体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。                       |
| 実施項目 1－1⑤                                      | 説明  |
| 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進                | ファカルティ・ディベロップメント（FD）はFD委員会において年次計画を策定し、スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基本方針を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施しています。     |

**原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理**

| 実施項目 1－2①                    | 説明   |
|------------------------------|--|
| 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定 | 法人において、令和7～11年度の5年間を第2期中期計画期間とし計画の実行に努めています。<br>一方大学においては、令和2～6年度までの中期目標・中期計画を策定し、毎年度中間報告、年度末報告を実施し、計画の進捗状況や次年度以降の検証を行う体制を構築したものの、最終年度のPDCAサイクルの循環が一部停滞してしまいました。実行体制と業務量のバランス等サイクルの再設計を行い、着実な実施へと改善していきます。 |
| 実施項目 1－2②                    | 説明   |
| 計画実現のための進捗管理                 | 中期計画は、事業報告書にて計画の進捗状況及び次年度以降の検証を行い、必要に応じて計画の見直す体制としています。  |

## 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

| 実施項目 2-1 ①     | 説明   |
|----------------|--|
| 社会の要請に応える人材の育成 | 建学の精神「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」に基づく人材の育成を行い、社会の要請に応え、医療従事者を育成しています。   |
| 実施項目 2-1 ②     | 説明   |
| 社会貢献・地域連携の推進   | 「社会貢献・地域連携に関する方針」を定め、多摩市で実施される保健医療及び福祉に係る事業への参加、地域交流室等敷地内の一部エリアを市民・団体へ開放する等により「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めています。 |

## 原則 2-2 多様性への対応

| 実施項目 2-2 ①    | 説明   |
|---------------|--|
| 多様性を受容する体制の充実 | 性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制（入試制度や合理的配慮・支援体制）の整備、充実に努めています。また、スポーツを通じて障がい者の健康増進や社会参加を支援できるようになることを目的に、「公認パラスポーツ指導者（初級）」の資格取得認定校となっています。 |
| 実施項目 2-2 ②    | 説明   |
| 役員等への女性登用の配慮  | 女性登用について、理事は7名中1人、評議員は9名中1人です。   |

## 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

| 実施項目 3-1 ①                  | 説明  |
|-----------------------------|---|
| 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保  | 寄附行為第8条及び第9条に理事の選任、資格及び構成について定め、理事の人材確保方針を明確にし、選任過程の透明性を確保しています。  |
| 実施項目 3-1 ②                  | 説明  |
| 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立 | 寄附行為第18条から22条に理事会運営について定めており、定期的に理事会を開催し適切に運用しています。また、寄附行為第48条及び第49条に理事の評議委員会における説明義務について定めており、学園運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制を確立しています。 |
| 実施項目 3-1 ③                  | 説明  |
| 理事への情報提供・研修機会の充実            | 常勤理事等懇談会や理事会等において、法令改正や関係情報を提供しています。また、日本私立学校振興事業団、日本私立大学協会等が主催する会議等に参加し、情報収集を享受しています。  |

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

| 実施項目 3-2①                       | 説明  |
|---------------------------------|---|
| 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保 | 監事及び会計監査人の選任、任期、職務等を寄附行為に定め、適切に選任しています。   |
| 実施項目 3-2②                       | 説明  |
| 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携             | 監査が適正かつ有効に行われるように監事監査規則、内部監査室規程を定め、監事、会計監査人及び内部監査室は三様監査の場を設けるなど綿密な情報交換を行うなど連携し、適切に監査を実施しています。   |
| 実施項目 3-2③                       | 説明  |
| 監事への情報提供・研修機会の充実                | 監事研修への参加や常勤理事等懇談会への陪席等を行い、適正な学校運営に繋げています。また、監事の監査機能が効果的に発揮されるよう、理事会を始め、常勤理事等懇談会等の重要会議への出席機会を確保しています。また、監事の専門性向上を支援するため、文部科学省等による監事研修へ参加しています。 |

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

| 実施項目 3-3①                                 | 説明  |
|---|---|
| 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保 | 私立学校法の改正趣旨を踏まえ、理事と評議員の兼任制限を厳格に運用するとともに、評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮し、評議員会の監督機能が十分に発揮される構成割合を維持しています。選任手続きにおいては、その透明性を担保するため、選任に係る議事要旨の記録や、選任後の評議員名簿・属性情報の速やかな公開を徹底しています。適切な選任手続きを経ることで、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、社会的信頼を得られる体制を整えています。 |
| 実施項目 3-3②                                 | 説明  |
| 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立               | 評議員会の運営における透明性を高めるため、ホームページを通じてステークホルダーへの情報を公開しています。また、理事会との協働体制として、毎回の評議員会において理事長および学長から経営状況や教学の重要案件について直接報告を行うとともに、質疑応答等を通じて双方向の意思疎通が図られています。これにより、評議員が理事会の意思決定プロセスを十分に把握した上で、適切な助言・監督を行える環境が整備されています。                                  |
| 実施項目 3-3③                                 | 説明  |
| 評議員への情報提供・研修機会の充実                         | 評議員会における審議の質を担保するため、会議資料の早期配付(開催1週間前まで)を徹底し、事前に内容を検討で   |

|  |   |
|--|---|
|  | きる時間を十分に確保しています。また、私立学校法等の法改正や高等教育政策の動向に関する外部研修の案内等を継続的に行い、専門性の維持・向上を組織的に支援しています。 |
|--|---|

### 原則 3 - 4 危機管理体制の確立

| 実施項目 3 - 4 ①               | 説明   |
|----------------------------|--|
| 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用 | 危機管理マニュアルを策定しています。学生等の安全確保や重要事業の継続性について、さらに実効性のある計画の策定、改善に努めています。  |
| 実施項目 3 - 4 ②               | 説明   |
| 法令等遵守のための体制整備              | 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組み、これに違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っています。 |

### 原則 4 - 1 教育研究・経営に係る情報公開

| 実施項目 4 - 1 ①            | 説明  |
|-------------------------|---|
| 情報公開推進のための方針の策定         | 法令等で情報公開を求められている情報はもとより、情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開規程を策定し、積極的な情報公開に努めています。 |
| 実施項目 4 - 1 ②            | 説明  |
| ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫 | 大学のホームページを中心に、内容の分かりやすさを工夫し、幅広いステークホルダーへの理解促進に努めています。                       |

### II - II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
| 該当なし   |    |